

山口県都市計画審議会
会 長 鷗 心 治 様

山口市長 渡 辺 純 忠

山口都市計画区域内における特殊建築物の位置について（諮問）

山口都市計画区域内における特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の敷地の位置について、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 51 条ただし書の規定により、貴会の意見を求めます。

記

特殊建築物（産業廃棄物処理施設）の位置等の概要

1 敷地の位置

- | | |
|---------------|---------------------------------|
| (1) 地 名 地 番 | 山口市大内御堀字滝面 4 0 8 5 番外 9 筆 |
| (2) 用 途 地 域 | 指定なし |
| (3) 防 火 地 域 | 指定なし |
| (4) その他の地域地区等 | 特定用途制限地域、建築基準法第 22 条区域、土砂災害警戒区域 |

2 設置者 山口市大内御堀3953番地1 株式会社 モナポライズ 代表取締役 上松 寛延

3 用途 産業廃棄物処理施設

4 敷地面積 7,682.56 m²

5 建築面積 3,545.58 m²

6 延べ面積 3,660.14 m²

7 建物概要 鉄骨造平家建て 1棟、鉄骨造3階建て 1棟

8 処理能力

破砕処理施設：廃プラスチック類 7.30t/日、木くず 8.80t/日、がれき類 28.10t/日

9 周囲の状況

敷地は、中国縦貫自動車道山口インターチェンジから南西約2.8kmに位置し、周囲は農地及び設置者の所有地に面しています。

10 付議の理由

当該施設は、産業廃棄物となる廃プラスチック類、木くず、がれき類を破砕処理する施設です。当該施設で破砕処理されたものは、製品の原料や燃料として再資源化等され、循環型社会の形成に資するものです。

この施設は、建築基準法第87条第2項において準用する同法第51条に規定する特殊建築物（産業廃棄物処理施設）に該当し、地方公共団体において設置するもの及び廃棄物処理計画、都市計画区域マスタープランに位置付けられたものではないことから、関係機関との協議により同条ただし書の規定を適用しようとするものです。